**２０２３年度**

**中古車関係 規約遵守状況調査（店頭展示車・注文書）**

**― 実施要領（セルフチェック用） ―**

**１．目的**

１）会員店に対する中古車規約の周知徹底

２）会員店における規約遵守状況の実態把握

３）地方組織の充実を図るとともに規約運用の効果を高める

**２．実施時期**

本年１０月施行の改正規約・規則（中古車の「支払総額」の表示）への対応状況を確認するため、原則として１０月以降、１１月末を目途に実施

**３．調査内容**

規約第１１条及び第１２条についての表示状況等を調査する

１）展示車の表示状況

２）注文書の表示

　　注文書の偏り等を避けるため、直近３ヶ月間程度の注文書の中から登録や売上の期間、営業担当者別等で選択して調査を行う

（枚数は原則２０枚とし、２０枚に満たない場合は全数について調査を行う）

３）走行メーター交換シール等の貼付状況

４）特定の車両状態の表示

**４．調査対象・方法**

１）各社全ての中古車販売拠点を調査対象とし、各拠点に拠点長もしくは担当者が調査票に基づき　　チェックを実施（展開のイメージは下記を参照）

２）調査票等については、各拠点に公取協ウェブサイトからダウンロードする（公取協HP　<http://www.aftc.or.jp/>）

３）特定の車両状態の表示状況及び走行メーター交換車シール等の貼付状況のチェックについては、該当する車両がある場合のみ「 別紙調査票 」を用いてチェックを実施（該当する車両がない場合は記載する必要はありません）

**５．調査結果の取扱**

１）チェックをした結果、問題点があった場合は、速やかに改善措置を行う

２）調査結果は、各拠点⇒各社本社⇒各地区事務取扱所（自販連山形）⇒公取協の順に報告する

（各社本社⇒自販連山形への報告は、**集計票（本社集計用）により１１月３０日（木）まで**に行う）

⑤報　告

①チェック実施依頼

各地区中古車表示部会（自販連山形）

**セルフチェックのイメージ**

**２０１９年度**

**中古車関係 規約遵守状況調査（店頭展示車・注文書）**

会員ディーラー（本社）

④報　告

②チェック実施案内

　営　業　所

　営　業　所

　営　業　所

③調査票に基づきチェック　　　③調査票に基づきチェック　　③調査票に基づきチェック